兵庫県

郵送型入札方式

令和８年度　第２回
一般競争入札（県有地売却）
実施のお知らせ

【申込受付期間】

令和8年11月6日（金）～12月3日（木）
（午前9時～午後5時）

○　この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

○　入札に参加を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただくとともに、現地及び物件の利用等に係る諸規制について調査確認を行ったうえで、ご参加ください。

○　いずれの物件も税金等滞納による差押物件等でなく、従前に県有の施設として利用していたものが廃止され、未利用となったものです。

兵庫県　総務部　職員局　管財課　財産管理班

神戸市中央区下山手通5丁目 10 番1号

TEL　078－362－3111（直通：財産管理班）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk30/pa10_000000015.html

目　　次

頁

◎　令和８年度　第２回一般競争入札物件一覧・・・・・・・・・・・・・ 1

◎　入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ・・・・・・・・・・・・・ 2

１　入札参加申込方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

２　入札保証金の納付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

３　入札（郵送型入札方式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

４　開札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

５　契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

６　売買代金の支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

７　所有権の移転、物件の引渡し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

８　用途の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

９　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

◎　県有財産売買契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

◎　一般競争入札参加申込書兼受付書・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

◎　誓約書（暴力団排除条例に関するもの）・・・・・・・・・・・・・・ 17

◎　役員一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

◎　代表者選任届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

◎　入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

◎　入札保証金振込先依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

◎　入札書送付用封筒　宛名記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

◎　入札チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

◎　物件調書・案内図・明細図・建物図面等・・・・・・・・・・・・・・ 24

郵送型入札方式

令和8年度　第2回一般競争入札物件一覧

物件番号	所　在　地	地目	実測面積（㎡）	最低売却価格（円）	現地見学	① 申込書受付期間 ② 入札書受付期間 ③ 開札日時　場所	頁
5	神戸市北区星和台四丁目1番3	宅地	141.29	非公表	有	① 申込書受付期間 令和8年11月6日（金） ～ 令和8年12月3日（木） ② 入札書受付期間 令和8年12月4日（金） ～ 令和9年1月7日（木） ③ 開札日時　場所 令和9年1月12日（火） 午後2時から順次 兵庫県庁 管財課	25
6	明石市東野町1番4	宅地	65.32	非公表	有		31
7	西宮市苦楽園五番町26番4	宅地	115.73	非公表	有		38
8	加古川市新神野七丁目5番6	宅地	180.36	非公表	有		45
9	豊岡市塩津町375番、 今森字下川原757番1	原野 宅地	291.99 463.03	非公表	無		52
10	姫路市大寿台二丁目510番15	宅地	1,080.39	30,143,000	無		58

※最低売却価格は、初回の入札時は非公表です。 入札不調のとき次回から価格公表した入札となります。

入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ

（主な頁）

1	申込受付期間	令和８年11月６日(金)から同年12月３日(木)まで ・ 兵庫県総務部職員局 管財課 財産管理班に、申込書類を郵送（一般書留または簡易書留）ください。（持参可） ・ 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限ります。	P3～5
2	入札保証金の納付	申込受付後、所定の振込用紙で入札保証金の振込	P5～6

郵送型入札方式

3	入札書の提出	令和８年12月４日(金)から令和９年１月７日(木)まで ・ 入札書と入札保証金納付書（支払済み書類のコピー）を郵送（一般書留または簡易書留）ください。【持参可】 ・ 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限ります。	P6～7
4	開札及び結果の通知	令和９年１月12日(火)開札 ・ 兵庫県庁管財課にて開札　【入札参加者の入場はお断りします】 ・ 入札者には文書で結果を通知します。	P7

5	契約保証金入金及び契約の締結	令和９年２月12日（金）まで	P8～9
6	売買代金の支払期限	令和９年３月12日（金）まで	P10
7	物件の登記	売買代金の納入を確認した後、県において土地の登記申請	P10
	物件の引渡し	登記完了後、現地にて引渡し	P10

１　入札参加申込方法等

(1) 申込書類の配布期間

令和８年11月６日(金)から同年12月３日(木)まで

配布時間は午前９時から午後５時までです。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は配布しておりません。

(2) 申込書類の配布場所

兵庫県総務部職員局 管財課 財産管理班

(神戸市中央区下山手通５丁目10番１号　兵庫県庁３号館10階

インターネットからもダウンロードできます。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk30/pa10_000000015.html

(3) 申込資格

申込みは、個人、法人を問わず、どなたでもできます。

ただし、次に該当する方は申込みできません。

〔申込みのできない方〕

①　成年被後見人

②　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

③　民法（明治29年法律第89号）第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者

⑤　民法第６条第１項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥　破産者で復権を得ない者

⑦　兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、２年間を経過しない者

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。

ア　競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

イ　落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ　ア～ウのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑧　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

⑨　売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭

和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

⑩　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員

(4) 申込方法

①　申込受付期間

令和８年11月６日(金)から同年12月３日(木)まで

受付時間は午前９時から午後５時までです。
なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。
上記期間内に下記申込先で受付完了したものに限ります。
郵送の場合は、**一般書留又は簡易書留**により送付してください。

②　申込先（お問い合わせ先）

〒６５０－８５６７（県庁専用郵便番号、住所記載不要）
神戸市中央区下山手通５丁目10番１号　兵庫県庁３号館10階
兵庫県総務部職員局 管財課 財産管理班
TEL　０７８－３６２－３１１１（直通：財産管理班）

③　提出書類

ア　一般競争入札参加申込書兼受付書（16ページ）
イ　誓約書（17ページ）
ウ　印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
※　証明書類は開札日の３か月以内に発行されたものを用意ください。
エ　役員一覧表（法人の場合のみ。18ページ）
オ　代表者選任届（共有での取得を希望される場合のみ。19ページ）

④　申込みに当たっての留意事項

ア　申込みの取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。
イ　申込みがないと、入札に参加できません。
ウ　複数の物件の入札を希望される場合は、物件ごとに一般競争入札参加申込書兼受付書を提出してください（添付書類（誓約書、印鑑登録証明書及び役員一覧表）は原本１部で結構です。）。
エ　落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行えませんので、共有での取得を希望される場合は、共有者全員の連名で申し込んでください（共有者全員の添付書類を添えてください。）。
オ　共有で申し込まれる場合は、代表者（共有者を代表して、この入札に関する一切の事務を行う者）を選任してください。（19ページ）

(5) 県は、契約の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部に意見を聴くことがあります。

(6) 県は、上記(5)の意見の聴収により得た情報を、当契約以外の契約において、県が締結する契約について暴力団を利することとならない措置を講ずるために利用し、又は他の契約担当者、公営企業管理者及び病院事業管理者に提供することがあります。

(7) 敷地及び建物の見学

下記の物件について実施しますので、見学を希望する場合は、令和８年11月17日（火）午後５時までに下記予約連絡先にて予約してください。

なお、現地に駐車場はありませんので、周辺住民の方の迷惑にならないよう十分にご留意ください。（見学希望予約がない場合、実施ありません）

ア　見 学 日 時

物件番号	見学日時
5	令和８年11月25日（水）　（神戸市）星和台 午前10時00分～午前11時30分の内 30分
6	令和８年11月25日（水）　（明石市）東野町 午後２時00分～午後３時30分の内 30分
7	令和８年11月24日（火）　（西宮市）苦楽園 午後２時00分～午後３時30分の内 30分
8	令和８年11月26日（木）　（加古川市）新神野 午後２時00分～午後３時30分の内 30分

イ　実 施 場 所：物件所在地（現地）

ウ　予約連絡先：078-362-3111（直通：財産管理班）

２　入札保証金の納付

(1) 入札に参加される方は、受付後に県から送付する所定の入札保証金振込用紙（納付書）により入札保証金を金融機関にて振り込んでください。（納付書がないと、県の口座に振り込むことができません。）

(2) 入札保証金は、入札金額の100分の５以上の額を納付してください。

〔例〕（入札しようとする金額）

10,000,000円　×　５／100　＝　500,000円以上

このような場合、500,000円以上を振り込むようにしてください。

注意！入札保証金として振り込んだ額の20倍の金額が、入札書に記入できる額の上限となりますのでご注意ください。

(3) 落札者の入札保証金は、契約締結と同時に契約保証金に充当します。

落札者以外の方へは、入札終了後返還しますが、金融機関への振り込み手続きの関係上、**１か月程度**かかりますので、ご了承ください。

(4) 返還する入札保証金には、利息は付しません。

(5) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、申込資格のない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は返還されませんので、ご注意ください。

３　入札（郵送型入札方式）

(1) 基本事項

① 入札は所定の入札書を郵送方式（持参可）により受け付けます。
② 入札書を作成、送付の際は、23ページにある「入札チェックシート」をご活用ください。
③ 22ページの「入札書送付用封筒　宛名記入例」を参考に封筒を作成し、入札書受付期間内に一般書留または簡易書留により送付ください。
④ 入札書を持参する場合も、22ページの「入札書送付用封筒　宛名記入例」を参考に封筒を作成し、入札書受付期間内に提出ください。
⑤ 入札参加者が連合し、または不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは入札の執行を中止することがあります。
⑥ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。
⑦ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、または中止することがあります。

(2) 入札書受付期間

令和８年12月４日(金)から令和９年１月７日(木)まで
受付時間は午前９時から午後５時までです。
なお、土曜日、日曜日の受付は行いません。
上記期間内に下記受付場所に到達したものを有効とします。

(3) 入札書受付場所（持参可）

〒６５０－８５６７（県庁専用郵便番号、住所記載不要）
神戸市中央区下山手通５丁目10番１号　兵庫県庁３号館10階
兵庫県総務部職員局 管財課 財産管理班
TEL　０７８－３６２－３１１１（直通：財産管理班）

(4) 送付書類（必要に応じコピーしてください）

① 入札書（20ページ）
② 入札保証金振込み済みの納付書（写）（金融機関が領収印を押したものに限ります。なお、入札保証金納付書は参加申込みのあった者へ県から郵送します。）
③ 入札保証金振込先依頼書（21ページ）

(5) 入札書の作成方法

① 入札書は本書20ページをコピーのうえ、使用してください。

② 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字（０、１、２、３・・）の字体を使用し、最初の数字の前に￥マークを記入してください。

③ 入札書の記載に当たっては、次の点に留意してください。

ア 物件は、１ページに掲げる物件とします。

イ 年月日は、記入日とします。

ウ 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名）を記入のうえ、実印を必ず押印してください。

④ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。

⑤ 入札書の作成には、鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具を使わず、ボールペンを使用するなど記載内容が容易に消えない筆記具を使用してください。

(6) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 入札参加資格がない者のした入札

② 入札書を所定の日時までに提出しなかった入札

③ 入札者が同一物件について２通以上した入札

④ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札

⑤ 入札保証金が納付されていない入札または入札保証金の額が所定の額に達していない入札

⑥ 入札書に入札金額、￥マーク、物件番号、入札年月日、入札者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称、代表者職氏名）及び押印のない入札またはこれらが分明でない入札

⑦ 入札書に記載された入札金額が訂正されている入札

⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

４ 開札

(1) 基本事項

① 開札は、当該入札事務に関係のない県職員の立ち会いのもと行います。

② 従来任意としておりました開札場所への入場はお断りします。

③ 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合には、直ちに当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせて決定します。

(2) 開札日時
令和９年１月12日（火）午後２時から順次開札します。

(3) 開札場所
神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
兵庫県庁　管財課

(4) 落札者の決定方法
① 県が定めた予定価格以上で、かつ、有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。
② 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者などくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない兵庫県職員にくじを引かせて決定します。
③ 落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
※郵送型入札方式のため、４(1)②により入札参加者の開札立会ございません。
上記括弧内は下線部のとおり行います。

(5) 入札結果
開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った者に知らせます。
入札参加者へは、落札の成否、落札者及び落札金額を示した通知を送付します。
また、入札結果（落札の成否、応札者数及び落札金額など）について、後日、県ホームページにて公表します。

５　契約の締結

(1) 落札者は、令和９年２月12日(金)までに、県有財産売買契約書(案)(12～15ページ)により記名・押印していただきます。

(2) 売買契約は必ず「落札者」名義で締結してください。共有で購入する場合は「共有者全員」の名義で締結してください。

(3) 契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税など、本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。

参考：契約書に貼付する収入印紙の額

契　約　金　額	収入印紙の額
50万円を超え100万円以下のもの	５００円
100万円を超え500万円以下のもの	１，０００円
500万円を超え1,000万円以下のもの	５，０００円
1,000万円を超え5,000万円以下のもの	１０，０００円
5,000万円を超え1億円以下のもの	３０，０００円
1億円を超え5億円以下のもの	６０，０００円

(4) 契約締結には次の書類が必要です。落札者にて取得ください。
なお、書類は契約締結日から３か月以内に発行されたものとします。
① 個人の場合
ア 成年後見登記制度による「登記されていないことの証明書」
＊ 郵送申請の場合には東京法務局、窓口申請の場合には神戸地方法務局（本局）で交付してもらってください。
イ 破産していない旨の証明書
＊ 本籍地の市町村で交付してもらってください。
ウ 外国人登録原票記載事項証明書（外国人の場合のみ）
② 法人の場合
ア 商業（法人）登記事項証明書（現在事項証明書）
イ 資格証明書（代表者事項証明書）
※ ア、イの代わりに現在事項全部証明書のみでも結構です。

(5) 落札後、契約保証金納付書を送付しますので、令和９年２月12日(金)までに納付ください。
なお、契約保証金は売買代金の100分の10以上が必要です。

(6) 上記(4)の必要書類の提出及び契約保証金の納付が完了した時点で契約締結となります。

(7) 契約締結と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。

(8) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

６　売買代金の支払い

(1) 契約締結後、売買代金の残金支払い用納付書及び登録免許税納付書を送付しますので、落札者は登録免許税を納付したことを証する領収証書（原本）及び売買代金支払い済みの納付書（コピー）を県に郵送してください。

(2) 売買代金の残金支払期限は令和９年３月12日(金)までに一括でお支払いください。

(3) 契約保証金は、上記(2)の支払いと同時に、売買代金に充当します。

７　所有権の移転、物件の引渡し等

(1) 売買代金が全額支払いされたときに所有権が移転し、県において登記手続きを行います（登記手続きは通常１～２週間程度要します。）。

(2) 所有権の移転登記手続完了後、現地立ち会いのうえ、**引渡時の現状で**物件を引き渡します。

(3) 売買代金完納後、買受者を義務者として課される公租公課等（不動産取得税・固定資産税・都市計画税など）は、買受者の負担となります。

８　用途の制限

当該物件については、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。

(1) 「暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団、第３号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと

(2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途」に供してはならないこと

(3) 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと

９　その他

(1) 入札希望者は、**本書の記載内容、物件調書、県有財産売買契約書（案）の各条項をすべて承知したうえで入札してください。**

(2) 土地の利用や建物を建築するにあたっては、都市計画法・建築基準法や自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等について、必ず入札参加者自身において、関係機関にご確認ください。

(3) 物件調書と現状が相違している場合は、**現状が優先**します。

(4) **引渡し時の現状有姿での引き渡し**となりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。

(5) 対象物件の土壌汚染調査、地質調査及び埋設物調査等について、実施しておりません。

(6) 最低売却価格の設定に際し、敷地内に存置する自然物（立竹木や雑草、切株等）及び工作物（フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物や、ゴミ集積場・街灯・看板等）は、減価要因として考慮しているので、これらの撤去・移設などの費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、兵庫県では一切行いません。

(7) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。

(8) 越境物に関して、県は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っておりません。

(9) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて落札者において対応してください。（**契約後に判明した場合も同様**です。）

(10) 物件調書と現況が相違している場合は、現況が優先します。落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することができません。

収 入 印 紙

県有財産売買契約書（案）

売主 兵庫県 を甲とし、買主　　を乙とし、甲乙間において次の条項により、売買契約を締結する。

（売買物件）

第１条　甲は、その所有する次に掲げる土地及び本件土地上にある工作物（以下、「売買物件」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

（土地）

所　　在	地 目	面　　積	
		公簿面積	実測面積
		㎡	㎡

（建物）[登記の 有・無]

所　　在	家屋番号	種類	構造	延床面積
				㎡

※ 未登記の場合は、甲の台帳に登録している内容である。

（売買代金）

第２条　売買代金は、金＜落札金額＞円（うち建物及び工作物の代金０円）とする。

（契約保証金）

第３条　この土地の売買に関する契約保証金の額は、売買物件の売買代金の100分の10以上の額とする。

（契約保証金の納入）

第４条　乙は、この契約締結と同時に前条に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、別途納めている入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

２　前項の契約保証金には、利息は付さない。

（代金の支払等）

第５条　乙は、第２条に定める売買代金と前条第１項の規定により納入された契約保証金（以下「契約保証金」という。）との差額を令和９年３月12日までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

２　甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（遅延利息）
第６条　乙は、前条第１項の代金を同項の納入期日までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。
２　乙は、前条第１項の代金を同項の納入期日までに納入しないときは、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年 10.75％の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。
（所有権の移転及び売買物件の引渡し）
第７条　売買物件の所有権は、乙が第５条の代金及び前条第２項の遅延利息の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。
２　甲は、前項の規定による所有権移転後に、売買物件を引渡時の現状で乙に引き渡す。
３　乙は、売買物件が現状で引き渡されることを了知のうえ、建物等を使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとする。
（所有権の移転登記等）
第８条　乙は、前条第１項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。（ただし、新たに建物の保存登記及び所有権移転登記は行わない。）**←（　）書きは未登記の場合のみ記載**
２　前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。
（用途制限）
第９条　乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。
(1)　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第２条第１号に規定する暴力団、第３号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。
(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、及び第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。
(3)　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。
２　乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、前項の定めに反する使用をさせてはならない。
３　乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前２項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。
４　乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、本条第

１項の定めに反する使用をさせてはならない。
５　乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、本条第１項及び第４項の内容を遵守させなければならない。
６　甲は、第１項から第５項に規定する事項について必要があると認めるときは、売買物件等について、実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。
（危険負担）
第10条　本契約締結の日から契約物件の引き渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、契約物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担する。
（契約不適合責任）
第11条　乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本件目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を理由として、履行の追完の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
２　乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は修補によってのみ履行の追完を請求することができる。ただし、建物（付帯する設備等を含む。）及び工作物については、履行の追完を請求することができない。
３　前項の権利は、契約不適合を知った日から１年間行使することができる。
（契約の解除）
第12条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がない場合は本契約を解除することができる。
２　乙が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第２条第１号に規定する暴力団、第３号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と判明した場合は、特段の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。
（乙の原状回復義務）
第13条　乙は、前条の規定により契約の解除をしたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。
　ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状で返還することができる。
（違約金）
第14条　甲が、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、売買物件の売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。
２　甲は、前項の場合において、契約保証金を違約金に充当することができる。
３　第１項の違約金は第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
（損害賠償）
第15条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、

前条に定める違約金に加えて、その損害の賠償を請求することができる。

（契約等の費用）

第16条　本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（公租公課等の負担）

第16条の２　売買代金完納後、買受者の乙を義務者として課される公租公課、受益者負担金等は、すべて乙の負担とする。

（信義則）

第17条　甲乙両者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（疑義の決定）

第18条　本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（管轄裁判所）

第19条　本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を管轄する神戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

住所　　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

甲

氏名　　兵　庫　県

㊞

住所

乙

氏名

㊞

一般競争入札参加申込書兼受付書

ア

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

私は、次の事項を誓約し一般競争入札への参加を申し込みます。

1　入札冊子「令和8年度 第2回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ」1の(3)の①から⑩に該当しません。

2　入札冊子「令和8年度 第2回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ」記載の諸事項、物件調書、県有財産売買契約書(案)、入札物件の法令上の規制等すべて承知の上で入札します。

● 申込者

住所 法人所在地	〒
フリガナ	
氏名・法人名及び 法人代表者職氏名	
電話番号	
電子メール	

● 共有者（申込者以外の者を記入ください）

氏名	住所

● 事務担当者（書類等送付先　申込者と異なる場合に記入ください）

住所・所在地	〒
フリガナ	
氏名・名称	
電話番号	
電子メール	

● 入札参加申込物件

物件番号	物件の所在地	用途及び利用計画

（注）参加しようとする物件の番号及び物件の所在地を、本冊子1ページの入札物件一覧に記載のとおり記入してください。用途及び利用計画欄には、当面予定している内容を記入してください。（記入例:「分譲用地」等）

● 添付書類

- 誓約書
- 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- 役員一覧表（法人の場合のみ）
- 代表者選任届（共有の場合のみ）

アンケート

入札を何で知りましたか？　下記より選んで下さい。（○印で囲ってください）

①HP　②新聞折り込みちらし　③総合庁舎設置のちらし　④メルマガ　⑤その他（　　）

受付印

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号。）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

令和　　年　　月　　日

兵　庫　県　知　事　様

住　　所
（所在地）
氏　　名
（法人名
役員名）

役　員　一　覧　表

商号又は名称 （個人の場合にあっては、氏名）				
代　　表　　者				
所　　在　　地 （個人の場合にあっては、住所）				
役　　職　　名	フリガナ 氏　　名	生年月日	性別	住　　所
備　　考				

※欄が足りない場合は適宜追加してください。

※フリガナを忘れずに記載してください

代　表　者　選　任　届

令和　　年　　月　　日

私達は、下記物件の一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代表者を選任し、入札に関する一切の行為（代理人への委任を含む）を代表させます。

1　入札参加申込物件

物件番号	物　　件　　の　　所　　在　　地

（注）参加しようとする物件の番号及び所在地を本書１ページの「令和８年度 第２回一般競争入札物件一覧」のとおり記入してください。

2　代表者及び共同買受人

	持分割合	住　　所 （　所　在　地　）	氏　　名 （法人名及び代表者名）
代表者			

（注）代表者の欄には、入札に関する一切の行為を代表して行う方をご記入ください。

入　札　書

・ **金額はアラビア数字**とし、訂正しないでください。
・ **最初の数字の前に￥**を入れてください。

	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金額												

ただし、**令和８年度第２回一般競争入札＿＿＿号物件**一般競争入札価格

「令和８年度第２回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ」等を承知の上、上記のとおり入札します。

兵庫県知事　様

令和　　年　　月　　日

入札者（共有の場合は代表者）
住　所
（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名
（法人名
代表者名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（印鑑証明印）

入札保証金振込先依頼書

令和　　年　　月　　日

兵　庫　県　知　事　様

入札者
住　所
(所在地)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名
法人名
代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の金額を令和８年度第２回一般競争入札**(物件番号＿＿＿)**の入札保証金として納付しました。

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。

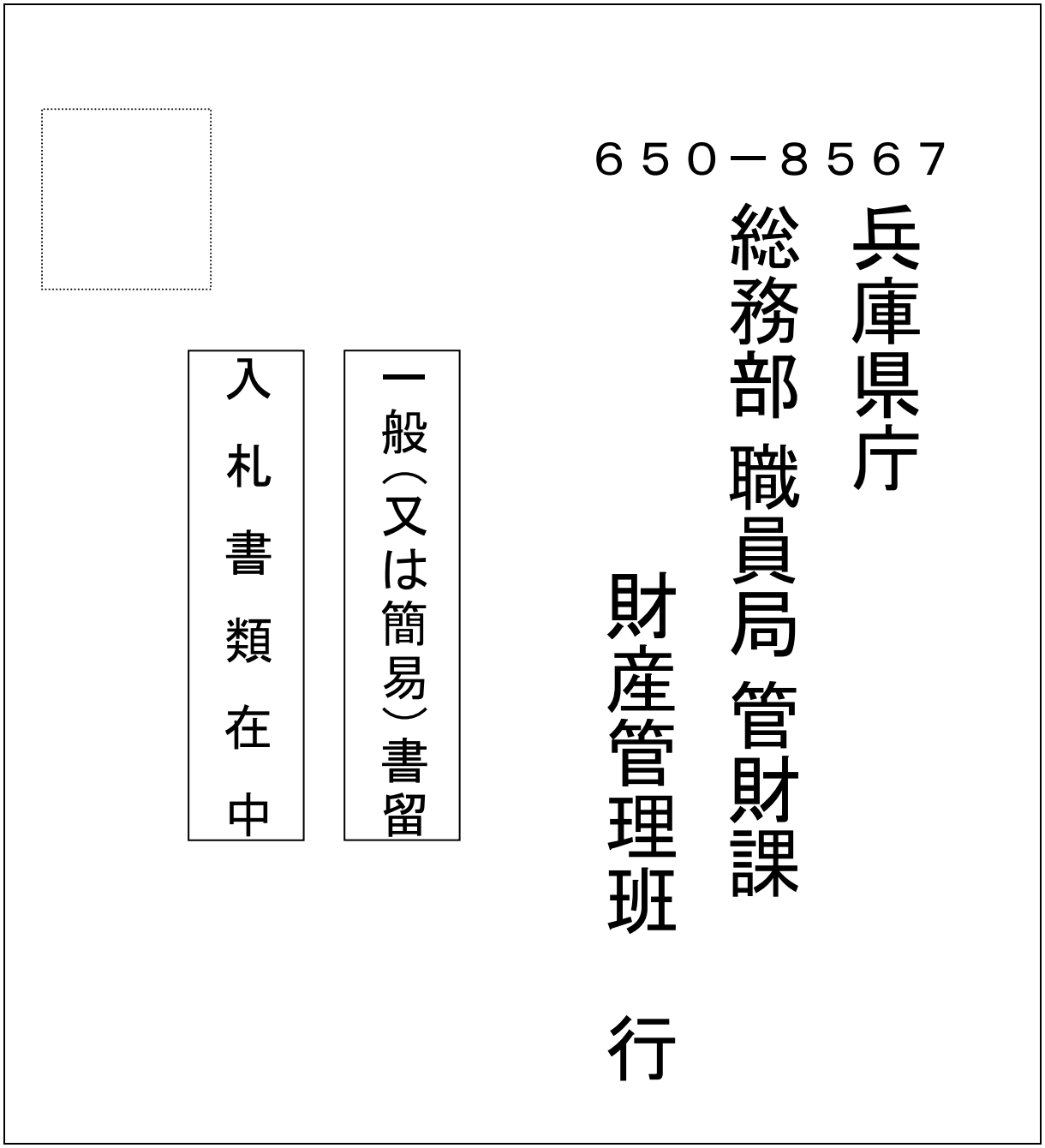
￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

振込先	金融機関名	銀行(金庫)　　支店
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他(　　)
	口座番号	
	口座名義人 氏　　名	(フリガナ)

（注）物件番号、入札保証金額及び振込先欄（枠内）について、記入してください。

振込先については、間違いのないよう確認のうえ記入してください。

入札書送付用封筒　宛名記入例



封筒は角型２号または角型Ａ４を使用ください。

差出人の住所・氏名を必ず記入ください。

入札チェックシート

入札準備の際にご活用ください。

●入札書の書き方

No.	チェック項目	チェック欄
1	入札金額はアラビア数字で記入していますか。	
2	入札金額の前に￥を記入していますか。	
3	入札の物件番号を記入していますか。	
4	入札書に記入日を記入していますか。	
5	入札者の住所・氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者職氏名）を記入していますか。	
6	実印は押されていますか。	

●添付書類

No.	チェック項目	チェック欄
1	入札保証金振込み済みの納付書（写）	
2	入札保証金振込先依頼書（21ページ）	

●発送

No.	チェック項目	チェック欄
1	封筒は角型2号または角型A4サイズを使用していますか。	
2	本書22ページの[入札書送付用封筒　宛名記入例]のとおりに作成してますか。	
3	封筒に差出人の住所・氏名（法人の場合は所在地・名称・担当部署）を記入していますか。	
4	一般（又は簡易）書留で発送していますか。	

物件調書・案内図・明細図

物件調書記載の注意事項

１　供給施設の整備状況
敷地内に管等が引き込まれている場合……有
前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合……可
その地域で供給されていない場合……無　と表示

２　建ぺい率・容積率
その地域の都市計画法上の一般的な率を記載

物件番号　5

物　件　調　書

【土地】

所在地		神戸市北区星和台四丁目1番3					
実測面積		141.29㎡	地目	宅地	形状	ほぼ長方形	
公簿面積		141.29㎡					
最低売却価格		非公表					
接面道路の幅員及び構造		北東側　市道 星和台幹線 幅員約12.0m 舗装有り 高低差無し 南東側　県道 明石神戸宝塚線 幅員約20.3m 舗装有り 高低差有り ※上記道路は建築基準法第42条第1項第1号道路（幅員4m以上の公道）					
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第2種住居地域			
	指定建ぺい率	60%	指定容積率	200%			
	高度地区	第5種高度地区	防火地域	建築基準法第22条指定区域			
	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない					
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域(宅地造成及び特定盛土等規制法) 景観計画区域（景観法等） 建築物（神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例） 敷地内及び周囲に1mを超える高低差がある敷地での建築物の計画（がけ条例） 一定規模以上の建築物「指定建築物」の届出（神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例）					
私道の負担等に関する事項		有・無	無	負担の内容	—		
最寄りの交通機関（現地からの直線距離）	鉄道	神戸電鉄粟生線　西鈴蘭台駅	北東へ	約　１．１ｋｍ			
	バス	神鉄バス　星和台1丁目バス停	南東へ	約　１３０ｍ			
公共施設（現地からの直線距離）		神戸市北区役所	東北東へ	約　２．０ｋｍ			
		星和台小学校	北北西へ	約　３８０ｍ			
		星和台中学校	南東へ	約　２６０ｍ			
供給施設の整備状況		電気　有　上水道　有　下水道　有　都市ガス　可 有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合 既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。(※Ｐ11　９(7)参照)					

参考事項

1　開発行為、建築確認、がけ条例、指定建築物、景観等に関しては市(都市局都市計画課・まち再生推進課、建築住宅局建築安全課・建築調整課、建設局防災課等)(コールセンターTEL0570-083-330またはTEL078-333-3330)にお問い合わせください。

2　上水道に関しては、工事内容によって、市への負担金が発生することがありますので、神戸市水道局北部水道管理事務所(TEL078-582-4000)へお問い合わせください。下水道に関することは神戸市建設局下水道部管路課(TEL078-806-8799)へお問い合わせください。なお、水道管及び下水道管の埋設状況は神戸市HP情報マップで確認できます。

3　地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施しない他、同調査(費用を含む)の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。

4　最低売却価格は、地上建物等の建物撤去相当額を考慮して設定しています。

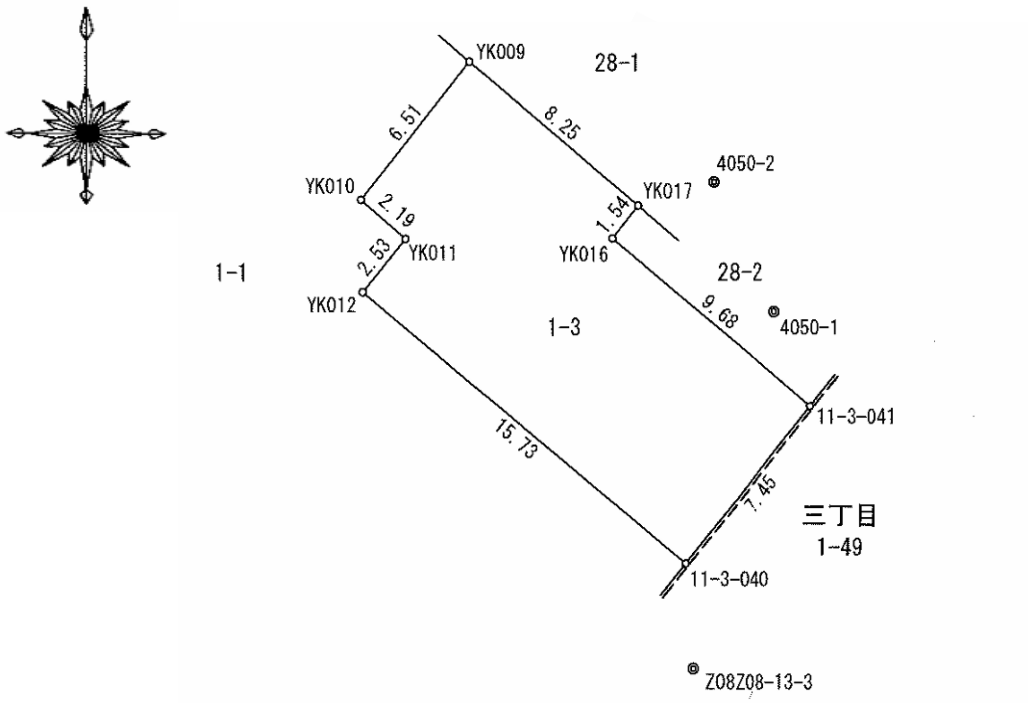
5　当該敷地及び建物内の残置物は、すべて現況のままで引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取り壊し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。

物件番号　5

案　内　図



明　細　図



物件番号　5

物　件　調　書

【建物】登記なし

所在	神戸市北区星和台四丁目1番3
家屋番号	―
種類	事務所
構造	鉄筋コンクリート 陸屋根 コンクリート打ち放し
床面積（延面積）	33.08㎡
建築時期	昭和57年9月10日
閉鎖時期	令和7年1月31日　用途廃止
工作物	フェンス（金網フェンス） 自転車置き場（軽量鉄骨造波型鉄板葺）

参考事項	1　建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道、ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。
	2　現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する欠陥についての責任は一切負いません。
	3　建物内に残置物がありますが、落札者において処分してください。
	4　アスベストについては、令和6年7月24日に外壁（吹付塗材）と軒裏（吹付塗材）を調査した結果、双方からアスベストが検出されました。他の場所については調査しておらず、例えば内部の別の部位（事務室・便所・各室天井等）などにもアスベストが存在する可能性があります。なお、引き渡しは現状有姿で行いますので、アスベストが存在する場合は、買主の費用負担において、諸法規等を遵守し解体または改築等を行ってください。
	5　耐震診断については、診断記録が存在せず、耐震性能については不明です。

物件番号　5

（全景１）東側歩道から撮影



（全景２）西側から撮影



（全景３）南南西側から撮影



物件番号　5

①事務室



②便所

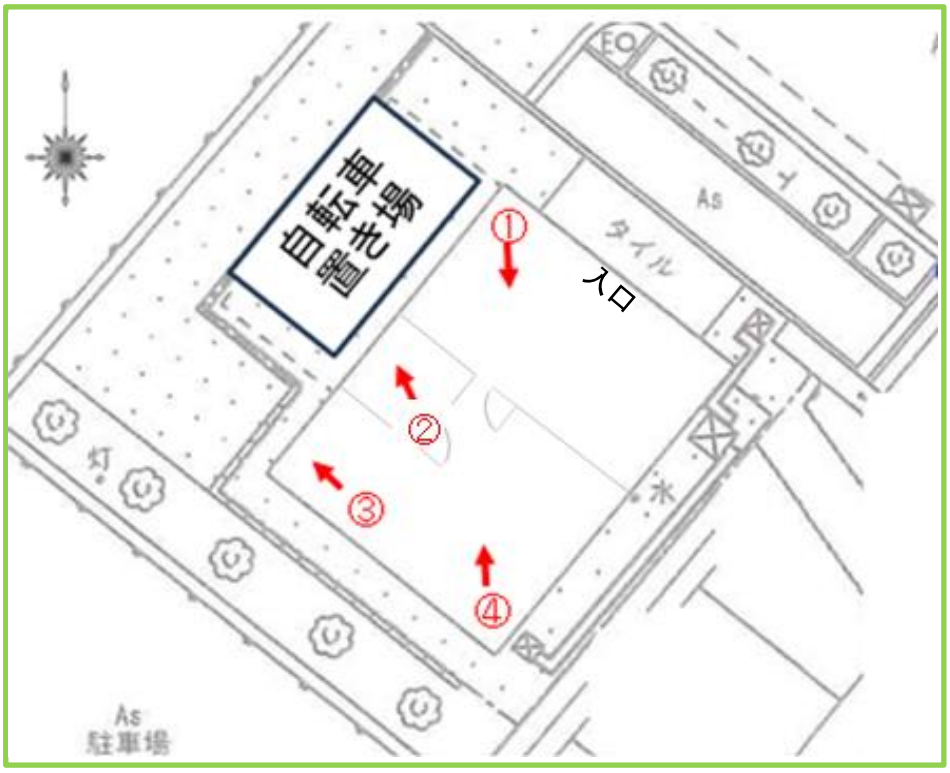


③キッチン



④仮眠室





物件番号　5

保存４０年

石綿障害予防規則 第３条第５項に基づく
事前調査における石綿分析結果報告書（証明書）
（定性分析：JIS A 1481-1による）

2024年8月5日
報告書番号 A24258375

兵庫県神戸北警察署長　様

株式会社岐阜県環境研究所
〒501-3763　岐阜県美濃市[illegible]
TEL:0575-29-7777　FAX [illegible]
代表者氏名：村山　雅大

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

物件名	兵庫県神戸北警察署星和台交番アスベスト調査
住所	兵庫県神戸市北区星和台4丁目1-3（星和台交番）
建物・設備の用途	交番
依頼試料数	2

No.	採取場所	採取部位	建材名称	石綿の有無	(注1) 石綿の種類	(注2, 注3) 推定石綿質量分率	(注3) 石綿含有率(%)
1	外壁	—	吹付塗材	有	Chr	0.1-5%	—
2	軒裏	—	吹付塗材	有	Chr	0.1-5%	—

注1) 石綿の種類の項には、次の記号で記載している。
Chr:クリソタイル　Amo:アモサイト　Cro:クロシドライト　Tre:トレモライト　Act:アクチノライト　Ant:アンソフィライト
注2) 推定石綿質量分率の報告区分は"不検出""検出""0.1-5%""5-50%""50-100%"のいずれかとする。
注3) 推定石綿質量分率の報告区分"検出"は、分析中に繊維が1本又は2本だけ検出されたことを示す。
注4) 同物件のJISA1481-2分析による結果がある案件は別紙にて報告。
注5) 角閃石系の石綿が2種類以上同時に含有していた場合、X線回折ピークが近接同位置のみ、代表となる石綿で定量分析を行う。

物件番号　6

物　件　調　書

【土地】

所在地		明石市東野町1番4							
実測面積		65.32㎡	地目	宅地	形状	台形			
公簿面積		65.32㎡							
最低売却価格		非公表							
接面道路の幅員及び構造		北東側 朝018号線 幅員約15.47m 舗装有 高低差無し ※上記道路は建築基準法第42条第1項第1号道路（幅員4m以上の公道）							
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種住居地域					
	指定建ぺい率	60%	指定容積率	200%					
	高度地区	第3種高度地区	防火地域	建築基準法第22条指定区域					
	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない 但し、東野町遺跡に近接しているため明石市から試掘調査協力の依頼有り							
		立地適正化計画(都市再生特別措置法) 宅地造成等工事規制区域(宅地造成及び特定盛土等規制法) 景観計画区域「一般地区」(景観法等) 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）							
私道の負担等に関する事項		有・無	無	負担の内容	―				
最寄りの交通機関（現地からの直線距離）		鉄道	山陽電鉄本線 大蔵谷駅	南南西へ	約　６００m				
		バス	神姫バス　朝霧丘バス停	北西へ	約　３０m				
公共施設（現地からの直線距離）		明石市役所		南西へ	約　１．６km				
		人丸小学校		西へ	約　５６０m				
		大蔵中学校		北西へ	約　６００m				
供給施設の整備状況		電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	可
		有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
		既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P11　9(7)参照)							

1　都市計画、景観、開発行為（宅地造成含む）、建築確認、立地適正化計画等に関しては、明石市担当部局（都市計画課 TEL078-918-5037、開発審査課 TEL078-918-5087、建築安全課 TEL078-918-5046、プロジェクト推進室 TEL078-918-5283など）にお問い合わせください。

2　上水道に関しては明石市上下水道局営業課(TEL078-918-5067)、水道工務課(TEL078-918-5257)、下水道に関しては同市同局下水道整備課(TEL078-934-9624)までお問い合わせください。

3　当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しておりませんが、東野町遺跡に近接しているため、明石市から市条例等に基づき試掘調査への協力を求められていますので、明石市文化・スポーツ室歴史文化財担当(TEL078-918-5629)までお問い合わせください。

4　地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査を実施しない他、同調査（費用も含む）の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。

5　当該敷地及び建物を含むすべての工作物並びに建物内の残置物は、全て現況のままで引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取り壊し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。なお、南側擁壁の内、最西端部分の一部が隣接地(7番2)を越境しています。また、擁壁上部に隣接地所有のものと思われる配電線が存在しています。移設等を行う際は落札者において関係者と協議願います。(道路敷地に越境している転落防止柵は、除去予定)

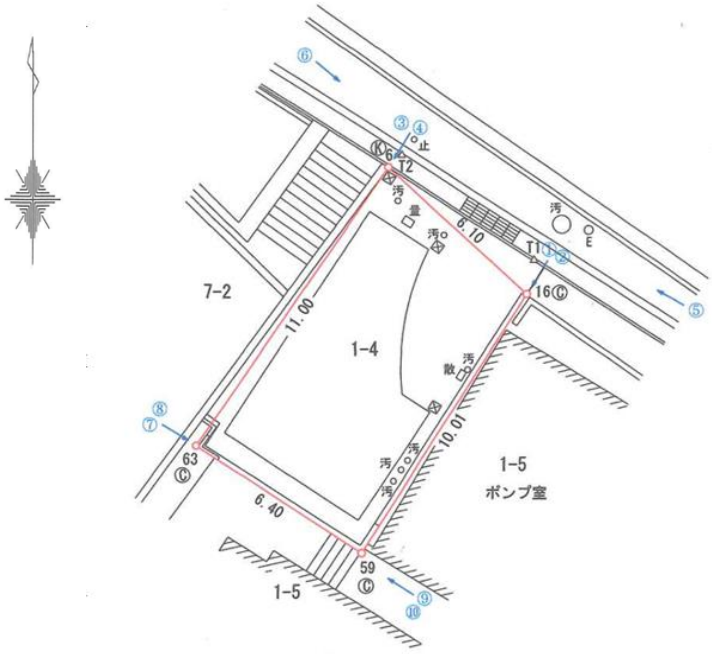
6　最低売却価格は、土地の更地価格から建物及び工作物等（隣接土地に越境している工作物を除く）の解体撤去費相当額を控除した価格としています。

物件番号　6

案　内　図



明　細　図



物件番号　6

物　件　調　書

【建物】登記なし

所在	明石市東野町1番地4
家屋番号	1番4
種類	事務所
構造	鉄筋コンクリート 陸屋根 樹脂吹付
床面積（延面積）	64.36㎡
建築時期	平成18年3月27日
閉鎖時期	令和7年1月31日　用途廃止
工作物	フェンス（UNフェンス）

参考事項	1　建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道、ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。
	2　現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する欠陥についての責任は一切負いません。
	3　建物内に残置物がありますが、落札者において処分してください。
	4　アスベストについては、令和6年8月26日に外壁（吹付材と下地調整材）、軒天井（ケイカル板）を調査した結果、アスベストは検出されませんでした。但し、他の場所については調査しておらず、例えば内部の別の部位（事務室・便所・各室天井等）などにはアスベストが存在する可能性があります。なお、引き渡しは現状有姿で行いますので、アスベストが存在する場合は、買主の費用負担において、諸法規等を遵守し解体または改築等を行ってください。
	5　耐震診断については、診断記録が存在せず、耐震性能については不明です。

物件番号　6

（全景１）東側から撮影



（全景２）北側から撮影



（全景３）西側から撮影



物件番号　6

〈1階〉

①入口



②事務室



③倉庫



④階段



⑤便所



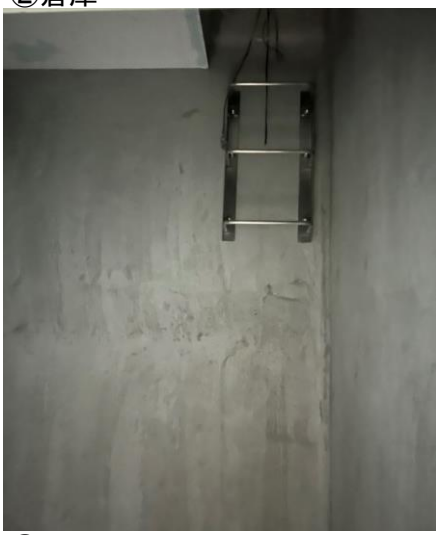
物件番号　6

〈2階〉

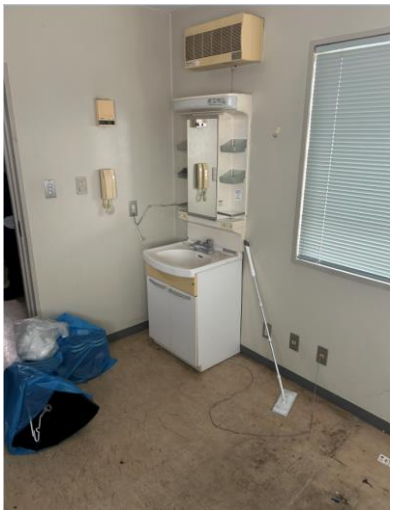
①台所



②倉庫



③洗面所



④仮眠室



⑤南側擁壁、最西端部分（越境）



⑥南側擁壁（電気配線と思われるもの）



物件番号　6

兵庫県明石警察署長　殿

No.300071770-1
2024年9月3日

兵庫県計量証明事業登録　計証第 濃77号
作業環境測定機関登録　45号
株式会社　環境ソルテック
兵庫県高砂市荒井町新浜1丁目2番1号
TEL 079-443-6510　FAX 079-443-6510

分析結果を下記の通り報告します。

件 名	明石警察署朝霧町交番、（略）アスベスト調査

採 取 区 分	株式会社 環境ソルテック 小坂 聖弥 (建築物石綿含有建材調査者 兵庫石建調第4号 第033号) 採取		
分析日	2024年8月27日　～　2024年8月30日		
分析者	（略）	署名	（略）
分析方法	JIS A 1481-1(偏光顕微鏡・分散染色法)		

＜朝霧町交番＞

別添データNo.	試料名	アスベスト	推定含有率	備考
No.1-1	外壁　吹付材＋下地調整材	不検出	0.1%未満	-
No.1-2	軒天井　ケイカル板	不検出	0.1%未満	-
	以下余白			

※添付資料:「石綿障害予防規則　第3条第2項、5項に基づく事前調査等におけるアスベスト分析結果報告書(証明書)」

物件番号　7

物　件　調　書

【土地】

所在地		西宮市苦楽園五番町26番4				
実測面積		115.73㎡	地目	宅地	形状	ほぼ長方形
公簿面積		115.73㎡				
最低売却価格		非公表				
接面道路の幅員及び構造		北西側　西604号線　幅員約11.95m　舗装有り　高低差無し ※上記道路は建築基準法第42条第1項第1号道路（幅員4m以上の公道）				
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域		
	指定建ぺい率	40%	指定容積率	100%		
	高度地区	第1種高度地区	防火地域	建築基準法第22条指定区域		
	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する(徳川大阪城東六甲採石場)				
	その他の規制	第3種風致地区(東六甲山風致地区)(都市計画法) 立地適正化計画(都市再生特別措置法) 宅地造成等工事規制区域(宅地造成及び特定盛土等規制法) 景観計画区域「一般地区」(景観法等) 砂防指定地(砂防法) 建築物等の形態制限（開発事業等におけるまちづくりに関する条例) 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法)				
私道の負担等に関する事項		有・無	無	負担の内容	—	
最寄りの交通機関（現地からの直線距離）		鉄道	阪急甲陽線　苦楽園口駅	南東へ	約　１．６ｋｍ	
		バス	阪急バス　苦楽園バス停	北東へ	約　３０ｍ	
公共施設（現地からの直線距離）		夙川市民サービスセンター		南東へ	約　２．２ｋｍ	
		苦楽園小学校		北へ	約　５４０ｍ	
		苦楽園中学校		北へ	約　６００ｍ	
供給施設の整備状況		電気　有	上水道　有	下水道　有	都市ガス　有	
		有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合				
		既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。(※Ｐ11　９(7)参照)				

参考事項

1　「開発事業等におけるまちづくりに関する条例（西宮市）」により建築物等の形態制限がありますので、建築物の建替えについては、その可否について西宮市開発指導課 TEL:0798-35-3663にお問い合わせください。

2　都市計画、立地適正化計画、開発行為（宅地造成含む）、建築確認、景観等に関しては、西宮市担当部局（都市計画課 TEL:0798-35-3660、開発審査課 TEL:0798-35-3493、建築指導課 TEL:0798-35-3707、都市デザイン課 TEL:0798-35-3545など）にお問い合わせください。

3　砂防指定地内で行為(工事)を行うには許可が必要ですので、兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所管理第2課(TEL:0798-39-6131)にお問い合わせください。

4　上水道に関しては西宮市給水装置課(TEL:0798-32-2230)、下水道に関しては西宮市下水管理課(TEL:0798-32-2262)にお問い合わせください。

5　当該地は埋蔵文化財包蔵地のため、事業を行う時には事前に文化財保護法第93条の届出が必要となりますので、西宮市文化財課(TEL:0798-33-2074)にお問い合わせください。

6　地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査を実施しない他、同調査（費用も含む）の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。

7　当該敷地及び建物を含むすべての工作物並びに建物内の残置物は、全て現況のままで引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取り壊し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。なお、当該敷地から隣接地に越境している工作物（擁壁、フェンス、コンクリート台座、雨水排水設備）については、隣接土地所有者国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長との間で、現状維持を認め、所有者の負担及び責任により維持管理を行い、また将来改築時には是正すること、第三者に譲渡する場合はこの確認書の内容と地位を譲受人に継承させてその効力が及ぶことを趣旨とした越境確認書を交わしています。

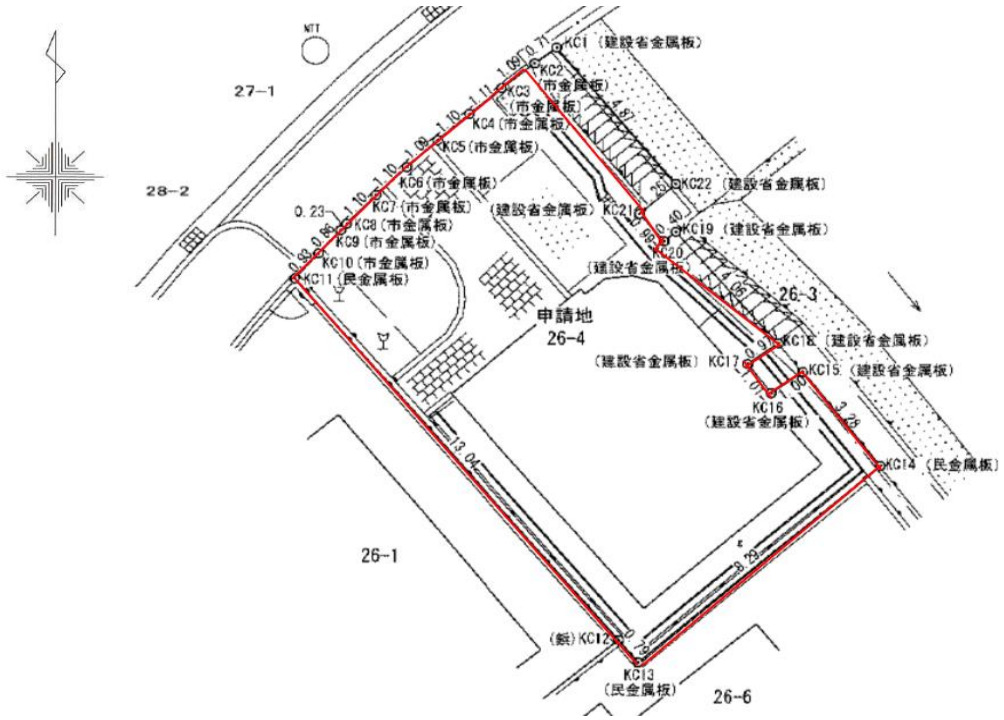
8　最低売却価格は、土地の更地価格から建物及び工作物等（隣接土地に越境している工作物を除く）の解体撤去費相当額を控除した価格としています。

物件番号　7

案　内　図



明　細　図



物件番号　7

物　件　調　書

【建物】登記なし

所在	西宮市苦楽園五番町26番4
家屋番号	―
種類	事務所
構造	鉄骨造平家建 ルーフィング葺 コンクリート板張り
床面積（延面積）	42.85㎡
建築時期	平成4年11月12日
閉鎖時期	令和7年1月31日　用途廃止
工作物	門(アルミ製門戸) フェンス(スチール製フェンス) 自転車置場(アルミ製、アクリル樹脂葺)

参考事項	1　建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道、ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。
	2　現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する欠陥についての責任は一切負いません。
	3　建物内に残置物がありますが、落札者において処分してください。
	4　アスベストについては、令和6年7月19日に外壁（吹付塗材）と屋根（葺材）を調査した結果、屋根（葺材）からアスベストが検出されました。他の場所については調査しておらず、例えば内部の別の部位（シャワー室・湯沸室・各室天井等）などにもアスベストが存在する可能性があります。なお、引き渡しは現状有姿で行いますので、アスベストが存在する場合は、買主の費用負担において、諸法規等を遵守し解体または改築等を行ってください。
	5　耐震診断については、診断記録が存在せず、耐震性能については不明です。

物件番号　7

（全景１）北西側接面道路から撮影



（全景２）北東側から撮影



（工作物）自転車置場

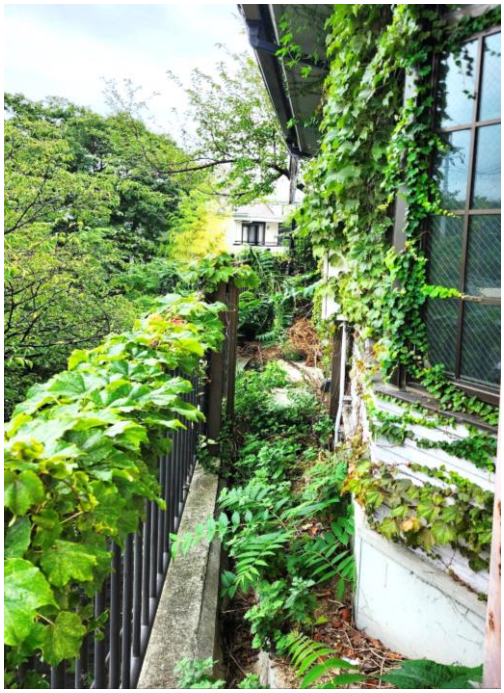


門・フェンス（建物西側）

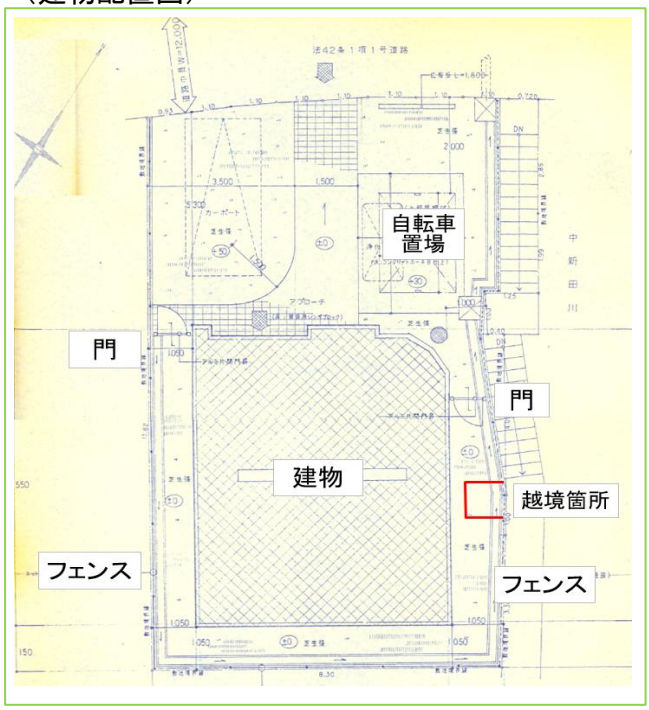


物件番号　7

（工作物）門・フェンス（建物東側）



（建物配置図）



（越境の状況）隣接する国土交通省近畿地方整備局の土地がせり出している箇所。
擁壁、フェンス、コンクリート台座、雨水排水設備が越境状態にある。

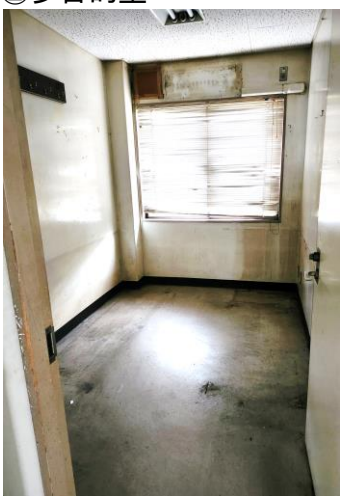


物件番号　7

①事務所



②多目的室



③WC



④湯沸室



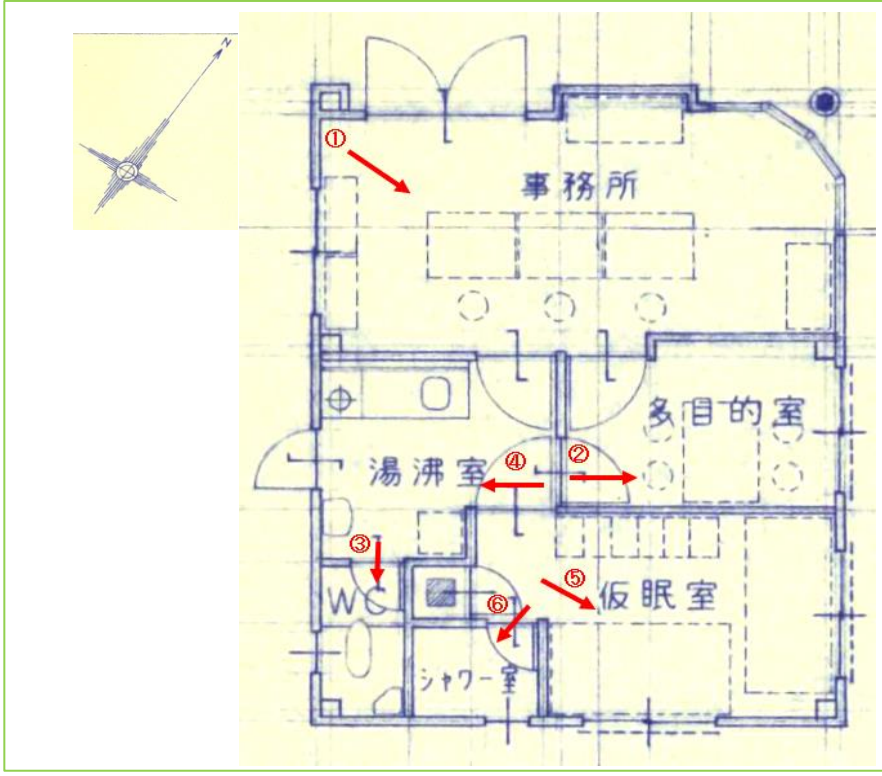
⑤仮眠室



⑥シャワー室



（平面図）



物件番号　7

石綿障害予防規則 第３条第５項に基づく
事前調査における石綿分析結果報告書（証明書）
（定性分析：JIS A 1481-1による）

2024年8月8日
報告書番号 A2425786S

兵庫県西宮警察署長　様

株式会社岐阜県環境調査所
〒501-3763　岐阜県美濃市[illegible]
TEL:0575-29-7777　FAX 0575-[illegible]
代表者氏名：村山　雅大

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

物件名	兵庫県西宮警察署（略）苦楽園交番アスベスト調査（苦楽園交番）
住所	兵庫県西宮市苦楽園五番町26番地4（苦楽園交番）
建物・設備の用途	交番
依頼試料数	2

No.	採取場所	採取部位	建材名称	石綿の有無	石綿の種類 (注1)	推定石綿質量分率 (注2, 注3)	石綿含有率(%) (注5)
1	外壁	—	吹付塗材	無	—	不検出	—
2	屋根	—	露材	有	Chr	5-50%	—

注1) 石綿の種類の項には、次の記号で記載している。
Chr:クリソタイル Amo:アモサイト Cro:クロシドライト Tre:トレモライト Act:アクチノライト Ant:アンソフィライト
注2) 推定石綿質量分率の報告区分は "不検出" "検出" "0.1-5%" "5-30%" "30-100%" のいずれかとする。
注3) 推定石綿質量分率の報告区分"検出"は、分析中に繊維が1本又は2本だけ検出されたことを示す。
注4) 同物件のJISA1481-2分析による結果がある案件は別紙にて報告。
注5) 角閃石系の石綿が2種類以上同時に含有していた場合、X線回折ピークが互いに同位置の為、代表となる石綿で定量分析を行う。

物件番号　8

物　件　調　書

【土地】

所在地		加古川市新神野七丁目５番６						
実測面積		180.36㎡	地目	宅地	形状	ほぼ正方形		
公簿面積		180.36㎡						
最低売却価格		非公表						
接面道路の幅員及び構造		西側　新神野７丁目２号線　幅員約11.4m　舗装有り　高低差無し ※上記道路は建築基準法第42条第1項第1号道路（幅員4m以上の公道）						
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第１種中高層住居専用地域				
	指定建ぺい率	60%	指定容積率	200%				
	高度地区	第３種高度地区	防火地域	建築基準法第22条指定区域				
	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない						
	その他の規制	立地適正化計画(都市再生特別措置法) 宅地造成等工事規制区域(宅地造成及び特定盛土等規制法) 景観計画区域「一般地区」(景観法等) 浸水想定区域5.0m～10m						
私道の負担等に関する事項	有・無	無	負担の内容	―				
最寄りの交通機関（現地からの直線距離）	鉄道	JR加古川線　神野駅	北北東へ	約　４５０m				
	バス	かこバスミニ　新神野局前バス停	北北西へ	約　２１０m				
公共施設（現地からの直線距離）		加古川北市民センター	東へ	約　６００m				
		陵北小学校	北西へ	約　３６０m				
		山手中学校	南東へ	約　１，１４０m				
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	有
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。(※Ｐ11　９(7)参照)							

参考事項

１　都市計画、景観、開発行為（宅地造成含む）、建築確認、立地適正化計画等に関しては加古川市担当部局（都市計画課TEL079-427-9269、まちづくり指導課TEL079-427-9419、建築指導課TEL079-427-9260など）にお問い合わせ下さい。

２　上水道及び下水道に関しては加古川市上下水道局お客様サービス課（TEL079-427-9284）までお問い合わせ下さい。

３　地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査を実施しない他、同調査（費用も含む）の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行って下さい。

４　当該敷地及び建物内の残置物は、全て現況のままで引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取り壊し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。

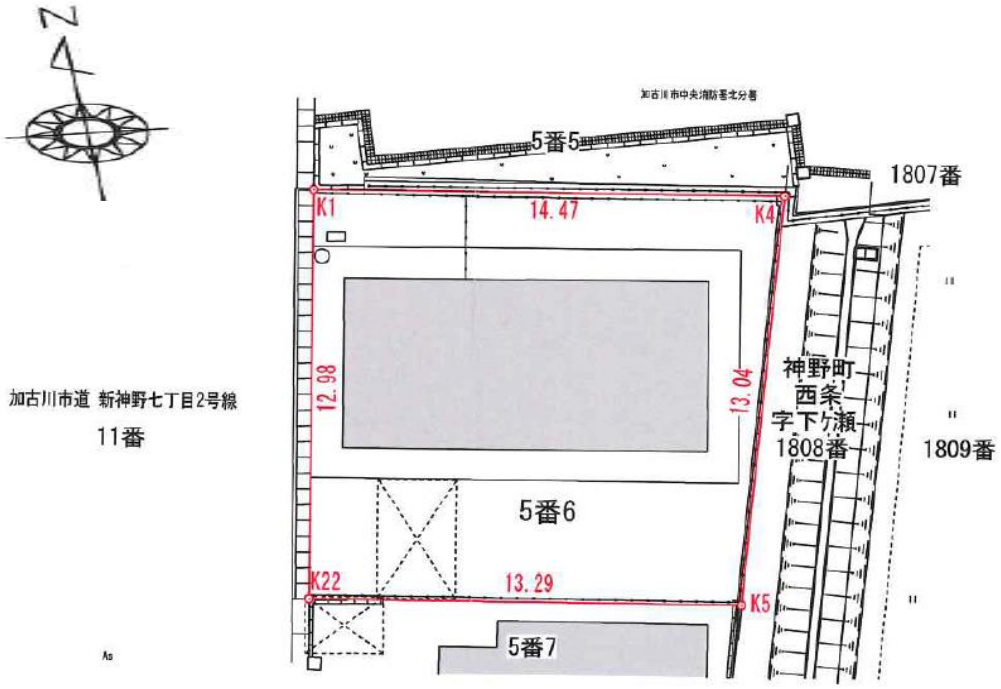
５　最低売却価格は、土地の更地価格から建物及び工作物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。

物件番号　8

案　内　図



明　細　図



物件番号　8

物　件　調　書

【建物】登記なし

所在	加古川市新神野七丁目５番６
家屋番号	―
種類	事務所
構造	鉄筋コンクリート造平家建 陸屋根 モルタル塗り
床面積（延面積）	55.91㎡
建築時期	昭和42年7月12日
閉鎖時期	令和7年1月31日　用途廃止
工作物	扉付き金網フェンス 自転車置場(軽量鉄骨造、鉄板葺)

参考事項	１　建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道、ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。
	２　現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する欠陥についての責任は一切負いません。
	３　建物内に残置物がありますが、落札者において処分してください。
	４　アスベストについては、令和6年8月2日に外壁（仕上材と下地調整材）、軒天井（吹付材と下地調整材）を調査した結果、アスベストは検出されませんでした。但し、他の場所については調査しておらず、例えば内部の別の部位（事務室・便所・各室天井等）などにはアスベストが存在する可能性があります。なお、引き渡しは現状有姿で行いますので、アスベストが存在する場合は、買主の費用負担において、諸法規等を遵守し解体または改築等を行ってください。
	５　耐震診断については、診断記録が存在せず、耐震性能については不明です。

物件番号　8

（全景）西側接面道路から東向きに撮影



（近景１）北側から南東向きに撮影



（近景２）建物裏面 北側から南向きに撮影



（工作物）扉付金網フェンス（南側）



扉付金網フェンス（北側）

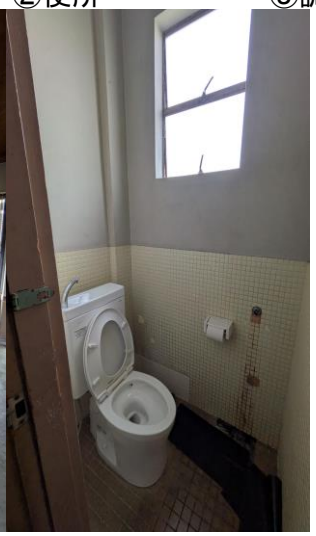


物件番号　8

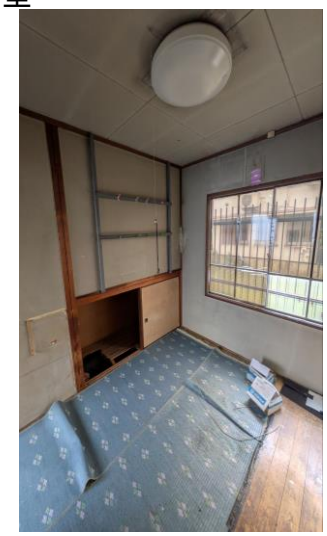
①事務室



②便所



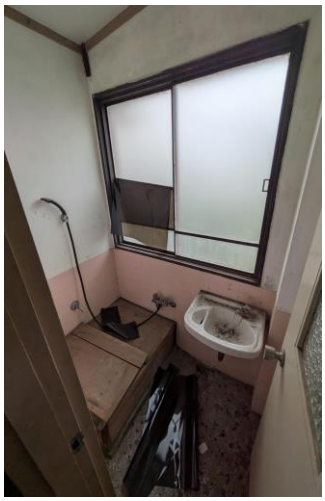
③調室



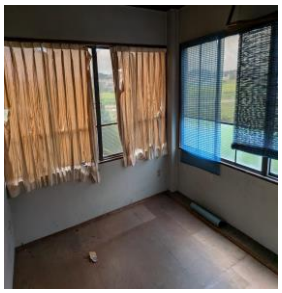
④湯沸室



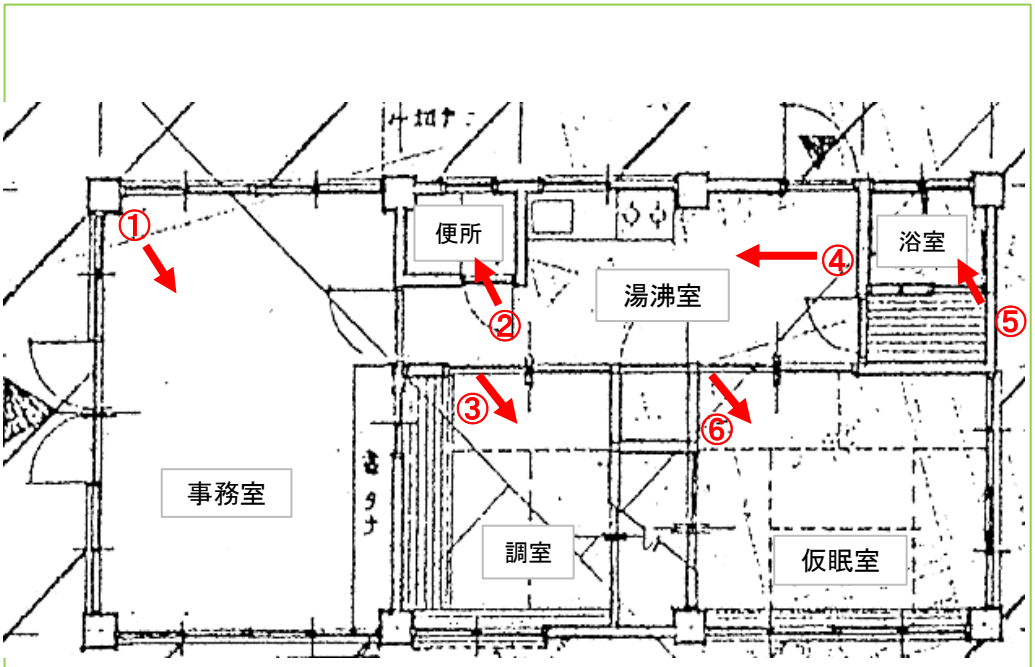
⑤浴室



⑥仮眠室



（平面図）



物件番号　8

2024年8月9日

報告書(証明書)番号 No.300071505-2

石綿障害予防規則　第3条第2項、5項に基づく
事前調査等におけるアスベスト分析結果報告書(証明書)

兵庫県加古川警察署長　殿

貴社より委託を受けたアスベスト分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

1. 分析を実施したアスベスト分析機関

名称	株式会社　環境ソルテック	代表者氏名	(略)
所在地	兵庫県高砂市荒井町新浜1-2-1 TEL:079-443-6508　FAX:079-443-6510		
登録番号(作業環境測定機関)	28-45		
連絡担当者	(略)		

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	2024年8月5日　～　2024年8月8日

3. 物件名称

物件名称	兵庫県	(略)	新神野交番	(略)　アスベスト調査

4. 分析実施代表者一覧

項目	氏名	社団法人　日本作業環境測定協会が実施した石綿分析技術者に対する分析技術評価事業の参加の有無及びランク等
一次分析試料の作成	(略)	
JIS A1481-1		
JIS A1481-2,3		
JIS A1481-1,5		

物件番号　8

5. 顕微鏡の型式

実体顕微鏡	顕微鏡のメーカー・型式	メーカー	Nikon
		型式	SMZ745T
偏光顕微鏡	顕微鏡のメーカー・型式	メーカー	Nikon
		型式	Eclipse LV 100ND
	照明系	型式	ハロゲンランプ
	コンデンサ	型式	CC-PH
	対物レンズ	型式	Fluor D40、 P-Fluor 40XA、 P-10XB

6. 分析結果

別添データNo.	採取箇所（採取部位）	定性分析結果				アスベスト含有判定結果		定量分析結果
		偏光顕微鏡		分散染色		クリソタイル アモサイト クロシドライト トレモライト アクチノライト アンソフィライト ウィンチャイト／リヒテライトの有無	アスベストの種類	アスベスト含有率（%）
		アスベストの有無	アスベストの種類	アスベストの有無	アスベストの種類			
No.2-1	外壁 仕上材・下地調整材	無	-	無	-	無	-	-
No.2-2	軒天 吹付材・下地調整材	無	-	無	-	無	-	-
	以下余白							

注1）定性分析法は、JIS A 1481-1による分散染色と併用した偏光顕微鏡検査。
　　定量分析法は、JIS A 1481-5による。

物件番号　9

物　件　調　書

【土地】

所在地	①豊岡市塩津町375番 ②　〃　今森字下川原757番1					
実測面積	①291.99㎡ ②463.03㎡ 計755.02㎡	地目	①原野 ②宅地	形状	①②ほぼ長方形	
公簿面積	①291㎡ ②463.03㎡ 計754.03㎡					
最低売却価格	非公表					
接面道路の幅員及び構造	北側　市道　塩津南団地4号線　幅員約6.0m　舗装 有り　高低差 無し ※上記道路は建築基準法第42条第1項第1号道路（幅員4m以上の公道）					

法令規制				
	都市計画区域	非線引き都市計画区域	用途地域	準工業地域
	指定建ぺい率	60%	指定容積率	200%
	高度地区	－	防火地域	建築基準法第22条指定区域
	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない		
	その他の規制	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域 豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例(豊岡市) 豊岡市景観条例に基づく景観計画区域(豊岡市) 浸水想定区域5.0m～10m		

私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	―

最寄りの交通機関（現地からの直線距離）				
	鉄道	JR山陰本線　豊岡駅	北西 へ	約　１．８ｋｍ
	バス	全但バス　塩津バス停	北北東 へ	約　２４０ｍ
		市街地循環バス　コバス　八条小学校前バス停	南西 へ	約　３５０ｍ

公共施設（現地からの直線距離）			
豊岡市役所	北北西 へ	約	１．５ｋｍ
八条小学校	南西 へ	約	１８０ｍ
豊岡南中学校	北北東 へ	約	７７０ｍ

供給施設の整備状況								
	電気	可	上水道	可	下水道	可	都市ガス	可
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。　（※Ｐ11　９(7)参照）							

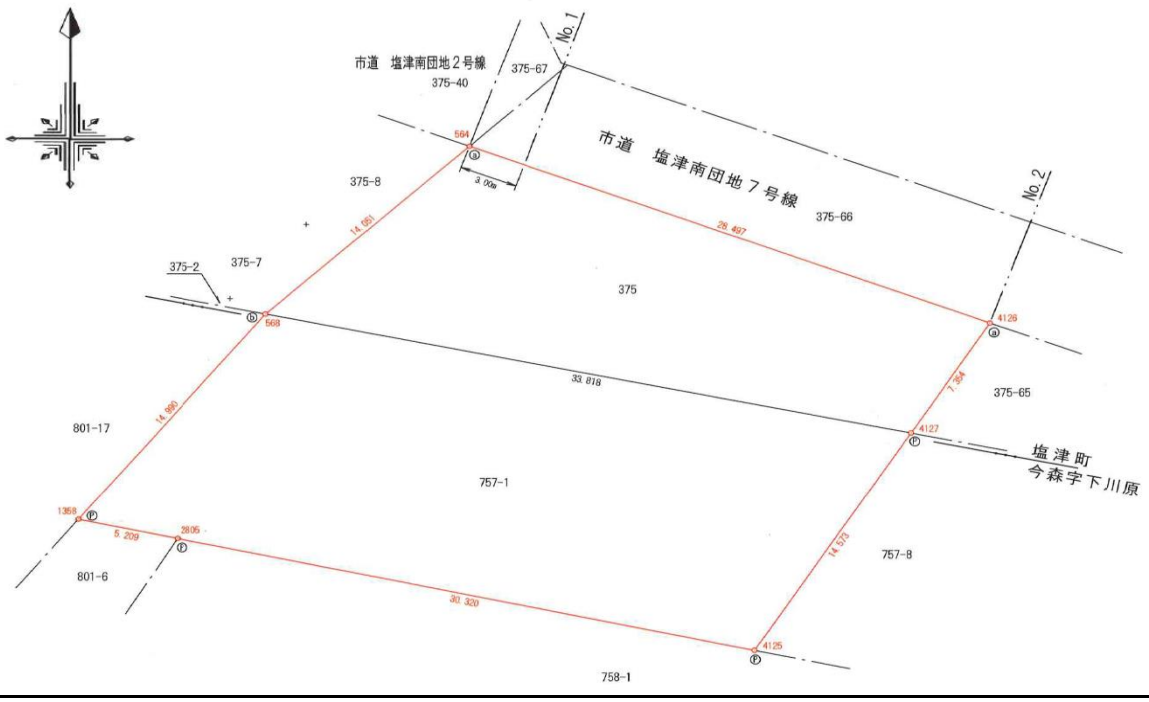
参考事項
１　都市計画、開発行為（宅地造成含む）、建築確認、景観等に関しては、豊岡市担当部局（都市整備課TEL0796-23-1712)及び兵庫県豊岡土木事務所まちづくり建築課(TEL0796-26-3756)までお問い合わせ下さい。
２　上水道に関しては豊岡市水道課(TEL0796-22-5377)、下水道に関しては同下水道課(TEL0796-22-1801,1802)にお問い合わせ下さい。
３　当該地の地歴調査結果を踏まえ、埋設物調査、土壌汚染調査を実施しています。埋設物調査の結果、既設水路構造物（幅計45cm、高さ1.4m程度、延長33.80m）、コンクリート版（幅50cm、厚み20cm、延長計28.1m）等が確認されました（別紙「試掘調査結果」を参照）。この地中埋設物等を含む他の埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いませんので、埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。一方、土壌汚染調査の結果、第二種特定有害物質等の土壌溶出量及び土壌含有量は基準値に適合していることを確認しています（別紙「土壌調査結果」を参照）。 　なお、地盤調査は実施していません。今後も県では地盤調査を実施しない他、同調査（費用も含む）の請求にも応じられません。
４　最低売却価格は、埋設物調査の結果確認された地中物件（既設水路構造物、コンクリート版、試掘コンクリート片）の除却費用を考慮して算定した価格としています。
５　当該敷地は、現況のままで引き渡します。当該敷地内に残置物が存在しても、県はこれらの移設、撤去、関係者との交渉、調整、費用負担等は行いません。 　物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。

物件番号　9

案　内　図



明　細　図



物件番号　9

①北東から



②北から



③375・757-1間の水路



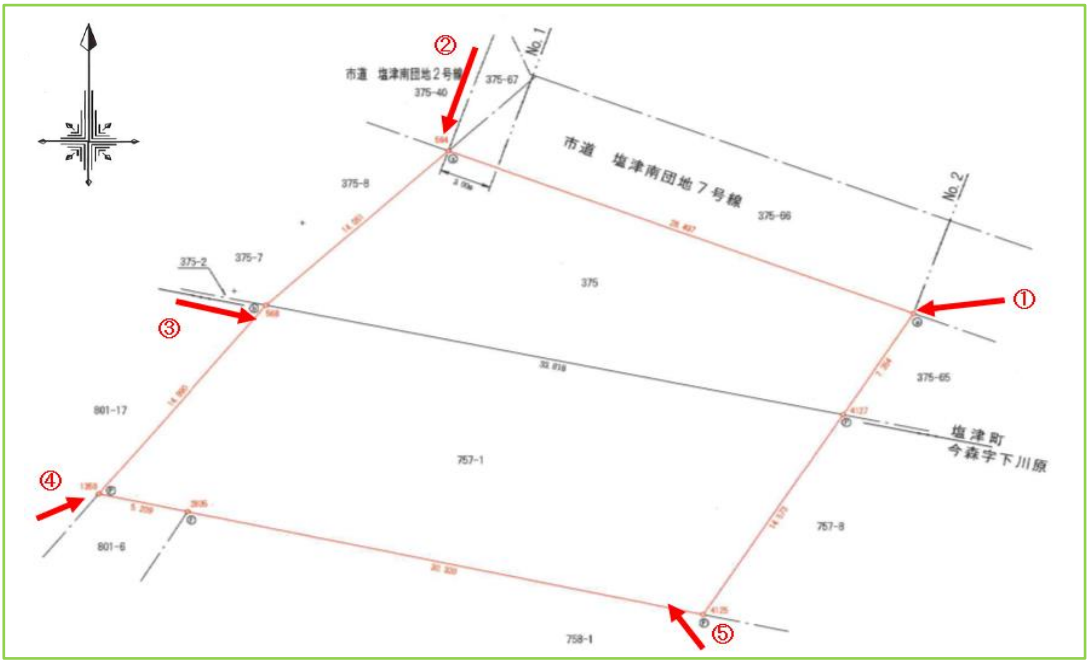
④南西から



⑤南東から

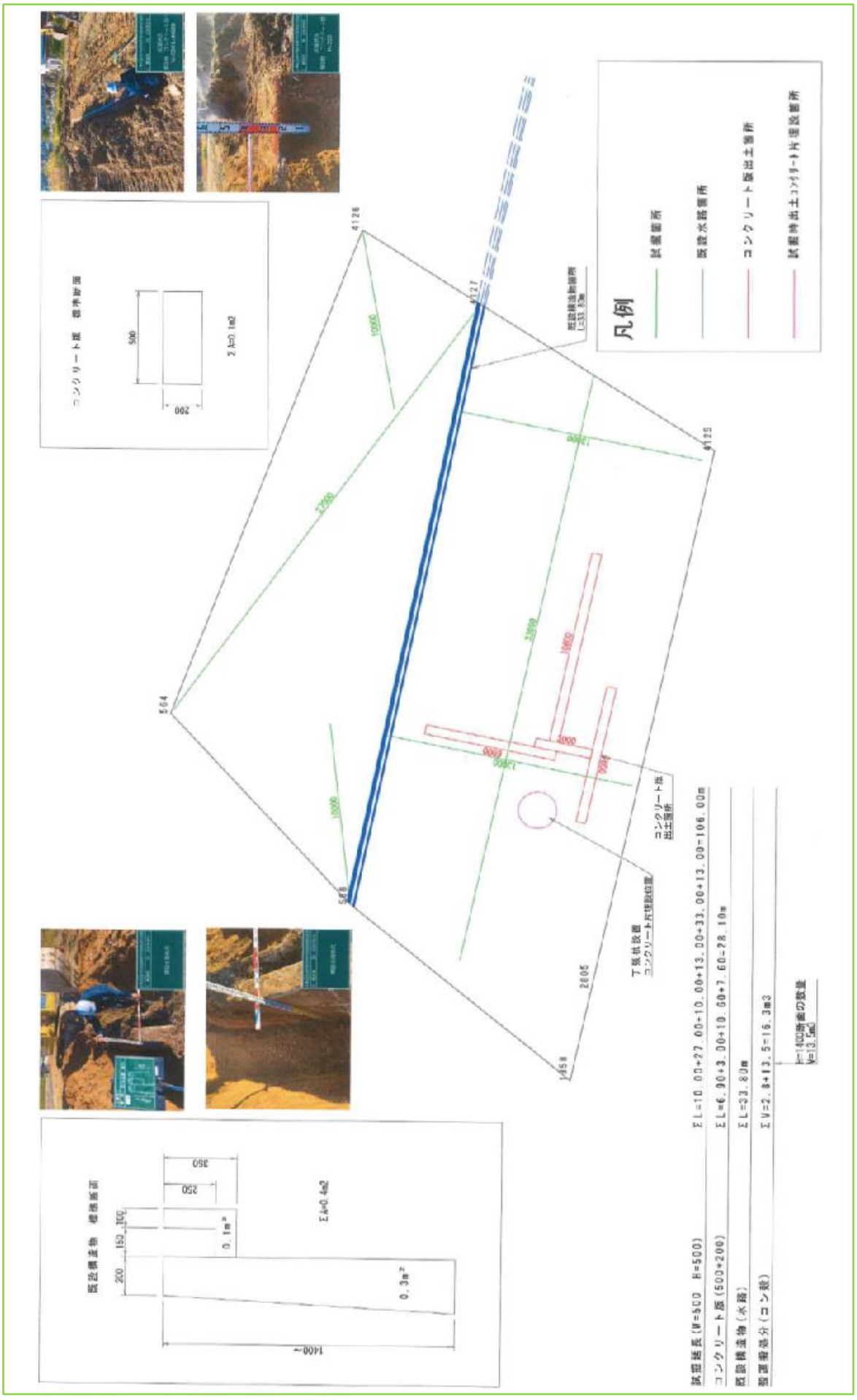


（撮影位置図）



物件番号　9

（試掘調査結果）



物件番号　9

（土壌調査結果）

図 4.3　今森④　土壌ガス調査結果図



土壌汚染状況調査結果

：土壌溶出量および土壌含有量に不適合であった区画

：土壌溶出量および土壌含有量に適合した区画

土壌ガス調査結果一覧表

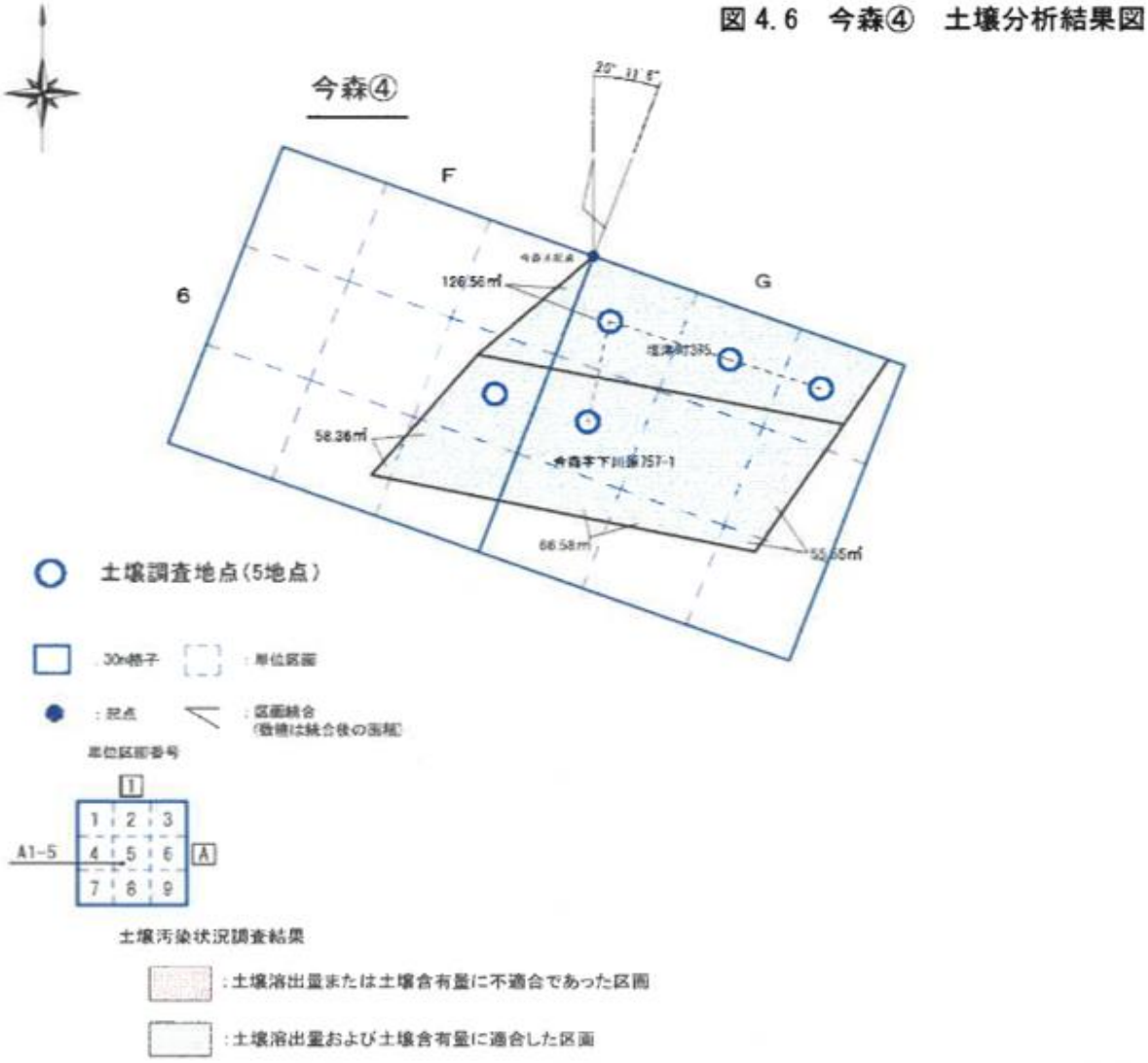
地点番号	測定結果（volppm）
	ベンゼン
F6-6	不検出
G6-5	不検出
定量下限値	0.05

※不検出とは、定量下限値未満であることを示す

※赤字は検出されたことを示す。

（土壌調査結果）

図 4.6　今森④　土壌分析結果図



土壌分析結果一覧表

地点名	採取深度 (GL-m)	土壌									
		溶出量(mg/L)					含有量(mg/kg)				
		第二種特定有害物質					第二種特定有害物質				
		カドミウム	六価クロム	シアン	鉛	ほう素	カドミウム	六価クロム	シアン	鉛	ほう素
F6-6	0.0-0.5	<0.0003	<0.01	<0.1	0.001	<0.1	<3	<10	<5	15	<200
G6-1, 2, 3, 4	0.0-0.5	<0.0003	<0.01	<0.1	<0.001	<0.1	<3	<10	<5	<10	<200
定量下限値		0.0003	0.01	0.1	0.001	0.1	3	10	5	10	200
基準値		0.003	0.06	検出されないこと	0.01	1	45	250	50	150	4000

物件番号　10

物　件　調　書

【土地】

所在地		姫路市大寿台二丁目510番15							
実測面積		1,080.39㎡	地目	宅地	形状	長方形			
公簿面積		1,080.39㎡							
最低売却価格		30,143,000円							
接面道路の幅員及び構造		北側　市道　城北109号線　幅員約4.9m　舗装 有り　高低差 無し ※上記道路は建築基準法第42条第1項第1号道路（幅員4m以上の公道）							
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域					
	指定建ぺい率	50%	指定容積率	100%					
	高度地区	－	防火地域	建築基準法第22条指定区域					
	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない							
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法） 立地適正化区域（都市再生特別措置法） 景観計画区域（景観法等） 姫路の環境をみんなで守り育てる条例（姫路市）							
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	―				
最寄りの交通機関（現地からの直線距離）		鉄道	JR山陽本線　姫路駅	南へ	約　５．０ｋｍ				
		バス	神姫バス　大寿台バス停	南東へ	約　２７０ｍ				
公共施設（現地からの直線距離）		姫路市花の北サービスセンター		南東へ	約　２．９ｋｍ				
		姫路市役所		南へ	約　６．２ｋｍ				
		姫路市立広嶺中学校		南東へ	約　１．７ｋｍ				
		姫路市立広峰小学校		南東へ	約　１．９ｋｍ				
供給施設の整備状況		電気	可	上水道	有	下水道	有	都市ガス	有
		有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
		既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。　（※Ｐ11　９(7)参照）							

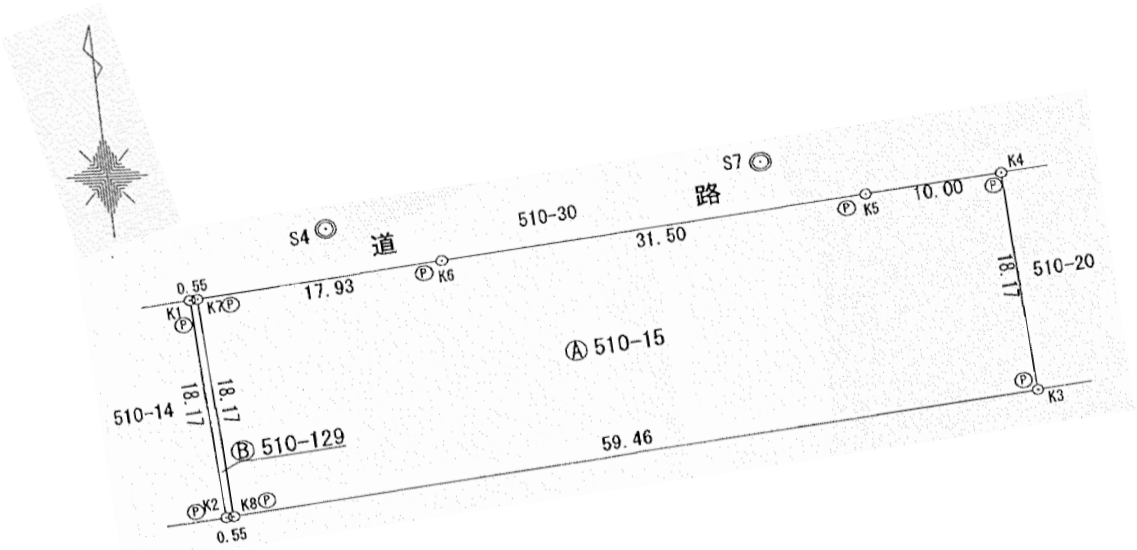
参考事項	１　都市計画、開発行為、建築確認、景観等に関しては、姫路市担当部局（都市計画課TEL079-221-2534、まちづくり指導課TEL079-221-2540、建築指導課TEL079-221-2546、環境政策室TEL079-221-2462等）までお問い合わせ下さい。
	２　上下水道に関しては、姫路市上下水道局上下水道サービス課（TEL079-221-2722）にお問い合わせ下さい。
	３　当該地には埋蔵文化財は無いと思われますが、詳しくは姫路市教育委員会事務局文化財課（TEL079-221-2787）までお問い合わせください。
	４　地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査を実施しない他、同調査（費用も含む）の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行って下さい。
	５　当該敷地内の残置物は、全て現況のままで引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取り壊し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。

物件番号　10

案　内　図



明　細　図



物件番号　10

①北東から



②北西から



③南西から



④南東から



（撮影位置図）

